

依頼会員の皆様へのお願い

●ファミサポは『仕事』ではありません！

会員同士の助け合い『相互援助活動』です。依頼内容によっては、お断りすることがありますのでご了承ください。

●サポートの内容について

- ①こどもの受け渡しは『大人から大人へ』が原則です。大人の方がいない場所へのお迎えや大人以外の方への引き渡しはできません。
- ②複数預かりはできません(例外として、兄弟姉妹の場合は、引き受けてくださる提供会員が見つければ可能です)。
- ③学級閉鎖中の預かりはできません(対象のこどもさんがり患していなくても対応できません)。

●サポートの依頼は1週間前までに！

急なサポートの依頼が増えています。安心・安全にサポートを行うために、活動前に必ず事前打合せ・顔合わせをする必要があります。依頼したい日時が決まり次第お早めに事務局までご連絡ください。提供会員が見つからず依頼をお断りする場合もあります。

●サポート前に依頼報告がないと保険が適応されません！

依頼会員から提供会員に直接依頼したサポートや定期的なサポートについては、必ずサポート前に依頼会員より事務局へご報告ください。活動前に依頼の報告がないと保険が適応されません。定期的なサポートについても、必ず週はじめまたは月初めに、下記のとおりご報告をお願いします。

1.連絡先

藤の里ファミリー・サポート・センター(藤枝市役所西館4階 こども課内)
【TEL】054-643-6611(直通)
【FAX】054-643-3260
【Email】jido@city.fujieda.shizuoka.jp

電話・FAX・メールの
いずれかの方法で
ご報告をお願いします！

2.記載してほしい内容

- ①会員番号
- ②会員名
- ③依頼内容
 - ・日時(複数の場合全て)
 - ・援助の内容
 - ・預けるこどもの名前
 - ・提供会員の名前

▶報告例

宛先: jido@city.fujieda.shizuoka.jp

件名: 【依頼:藤枝花子】ファミサポの依頼について

I-〇〇〇(会員番号) 藤枝花子(会員名)

日時: 〇月△日(火)、□日(金) 午後△時△分〜□時の間

内容: 残業のため、太郎の保育園のお迎えと預かり

備考: いつもお願いしている提供会員の〇〇さんに依頼しました。(連絡済)

全会員の皆様へのお願い

●会員登録内容に変更はありませんか？

会員登録時の住所や電話番号(携帯番号含む)の変更や依頼こどもの追加登録等はありませんか？また、アレルギー状況や病気・ケガなど、こどもの身体に関わる変化もサポートを行うための重要な情報ですので、必ず事務局にご連絡ください。

●アンケート調査の実施について

令和6年度の活動予定について、アンケートを実施します。ご多忙のところ恐れ入りますが、右記QRコードよりご協力をお願いします。



【依頼会員用】



【提供・両方会員用】

サポートに関するご質問・ご要望等がありましたら、お気軽にセンターまでお問い合わせください。

藤の里ファミリー・サポート・センター

藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所西館4階 こども課内
TEL 054-643-6611 FAX 054-643-3260 Email jido@city.fujieda.shizuoka.jp

ファミサポ通信

NO.47

藤の里ファミリー・サポート・センター

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市役所西館4階 こども課内
TEL (054) 643-6611
FAX (054) 643-3260

令和6年3月発行

【提供会員Tさん】より

お迎えに行くと、サッと帰り支度をし、きちんとご挨拶をしてから歩き始めるS君。頼もしさを感じ、いつも元気をもらっています。タイミングが合わずお受けできないときもありますが、少しでも忙しいお母さんのお手伝いになればうれしいです。



【依頼会員Sさん】より

仕事の都合で送迎ができないとき、Tさんにサポートをお願いしています。とてもやさしく丁寧に接してくださり、こどもも毎回会えるのを楽しみにしています。関わりの中で親には見せない一面もあるようで、こどもにとってよい経験ではと思います。親としても、こどものそんな姿が見られて嬉しいです。

藤の里ファミリーサポートセンターは、

子育てを応援したい人
(提供会員)

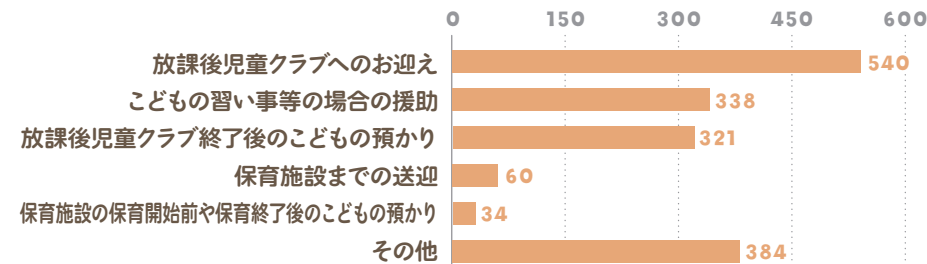
子育てを応援してほしい人
(依頼会員)

の会員組織の子育て相互援助活動です。

会員数と活動状況

(令和6年1月末現在)

活動状況



会員数

依頼会員 714
提供会員 278
両方会員 44
計 1,036

(R5年4月〜R6年1月末現在)

要
予
約

提供会員養成講座のお知らせ

提供会員・両方会員を大募集

身近で、提供会員・両方会員になっていただけそうな方はいませんか？

現在、藤の里ファミリー・サポート・センターでは、依頼に対してサポートできる提供会員が不足している状況です。藤枝市在住で心身ともに健康な方であれば性別、年齢、資格等は問いません！どなたでも活動できます。安心して子育てができる街を目指し、地域ぐるみで育児にがんばる親を応援しましょう。

サポート内容

- 放課後児童クラブ・保育園等の送迎
- こどもの預かり
- 習い事の送迎 など

報酬 1時間につき

平日	●7:00～19:00……600円	土・日 祝日	●7:00～19:00……700円
	●上記以外……700円		●上記以外……800円

次回講習
の予定

【日時】 令和6年 6月24日・26日・27日・28日
【場所】 藤枝市役所・藤枝消防署
【講師】 藤枝消防署救急救命士・栄養士・保育士 など

託児
あり



《令和6年1・2月の講習会の様子》 ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました

興味のある方、
ぜひ受講してみたいという方は

子ども課内 藤の里ファミリー・サポート・センターまで
TEL〈054〉643-6611

11/13
2/3

提供・両方会員フォローアップ講習会を開催しました

11月と2月に提供・両方会員を対象としたフォローアップ講習会を開催しました。『緊急救命講習』では、藤枝消防署で心肺蘇生法やAEDの操作方法を学び、『事故防止に関する講習』では、各班でサポート中におけるヒヤリハットの事例検討をするなどグループワークをしていただきました。各班で積極的に意見を出し合い、また、情報交換をすることにより、会員の輪が広がったとても有意義な時間になりました！



提供・両方会員の皆様へ フォローアップ講習会の受講について

令和元年度より、少なくとも5年に一度フォローアップ講習会『緊急救命講習』『事故防止に関する講習』を受講していただくことが必須となりました。

フォローアップ講習会をまだ受講されていない提供・両方会員の方には、令和6年5月頃、講習会のご案内ハガキを送付いたしますのでご確認ください。安心・安全のサポートのため、必ずご参加をお願いします。

より安心に活動
していただくために、
5年に一度は必ず
フォローアップ
講習会に参加
しましょう！

ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました

藤の里ファミリー・サポート・センター事業における 幼児教育・保育の無償化について

①～④すべての条件を満たしている方が無償化の対象です。

対象の条件

- ①4月1日時点で3歳児～5歳児または、住民税非課税世帯で0歳児～2歳児（同居祖父母の所得合算対象世帯を除く）
- ②現在認可保育所・認定こども園・幼稚園などの教育・保育施設に入園していないこどもまたは、幼稚園・認定こども園（1号）に入園しているが、その園が預かり保育を実施していない場合や預かり時間が十分でない園に通っているこども（認可外保育施設等との併用は可）
- ③ファミサポを利用する前月10日までに申請をし、藤枝市から「保育の必要性の認定」を受けているこども
- ④「預かり」「送迎+預かり」のサポート 注意：「送迎」のみのサポートは無償化の対象外です

無償化となる費用

「預かり」「送迎+預かり」のサポートにかかった報酬金額 注意：実費（交通費・食費）、キャンセル料は対象外です

手続き
窓口

令和6年4月19日(金)までに 藤枝市役所こども課へ
ファミサポにおける幼児教育・保育の無償化についての最新情報や、
償還払いの手続きについてはHPをご覧ください。



センターからのお願い

お子様の安心・安全なサポートを行うために重要なことですので今一度ご確認ください。

注意点

- 新規のサポート依頼は電話にてご連絡ください。
- サポートの内容が変更になる場合も、必ず依頼会員が提供会員と事務局にご連絡ください。
- キャンセルの報告について
取り消し（キャンセル）の場合も、依頼会員が提供会員と事務局にすみやかにご連絡ください。
【キャンセル料金について】 ▶当日キャンセル…依頼した半額支払い
▶無断キャンセル（サポート開始時間後のキャンセルを含む）…依頼した金額の全額支払い
- 料金の支払いはサポートの都度お支払いいただくことが原則です！
両会員同意のもと1か月分まとめた支払いも可能ですが、2、3か月分まとめた請求または支払いはできません。また、お子様やポスト等を介した金銭の授受も行わないでください。依頼会員のサインがいただけないことから報告書の提出が遅れるケースがあります。期限を守れるようご協力をお願いします。

提供会員の皆様へのお願い

- 活動報告書の提出期限は翌月5日までです！
活動報告書は窓口へ直接・郵送・地区交流センター経由（月曜日はお休みです）のいずれかの方法でご提出ください。
- 自家用車でのサポートが可能な方は、以下の書類のご提出をお願いします
現在サポートを行っている方は必須です！添付資料をご確認ください。

【提出書類】 ①自家用車使用登録申請書 ②運転免許証の写し ③車検証の写し ④自賠責保険証書の写し ⑤任意の自動車保険証券の写し
【提出期限】 令和6年5月2日(木)
【提出方法】 直接または簡易書留で市こども課まで

サポート活動について

「活動をお休みしていたけどサポートできるようになりました」「仕事を退職したので活動できます」など援助活動が少しでも可能になった方は、ぜひご連絡ください。